

令和5年3月30日  
○授賞式に関すること  
担当課：総務部行政経営課  
担当者：小川、長岡  
電話：029-301-2211 県庁内線（2211）  
○受賞提案に関すること  
担当課：保健医療部健康推進課  
担当者：大竹、綿引  
電話：029-301-3220 県庁内線（3221）

## 令和4年度地方分権改革推進アワード授賞式について

国の地方分権改革に関する提案募集において、他の模範となる提案を行った団体を表彰する「令和4年度地方分権改革推進アワード」の受賞団体に本県が選ばれ、下記のとおり授賞式が執り行われましたので、ご連絡いたします。

### 記

#### 1 地方分権改革推進アワードの概要

地方分権改革・提案募集方式（※）の活用をより一層推進するため、優れた提案を行った団体を表彰し、地方の発意に基づいた地方分権改革の推進に資することを目的として内閣府地方分権改革推進室が実施。

※ 内閣府において、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案（規制緩和、義務付けの廃止等）を広く募集し、実現に向けた検討を行うもの。

#### 2 提案の概要・成果

指定難病患者が医療受給者証に記載された医療機関以外を受診する場合は、その都度、都道府県への記載変更申請が必要だったが、包括的な記載により記載変更申請を不要とし、すべての難病指定医療機関での受診を可能とすることで、難病患者及び都道府県の負担軽減が図られた。

※第12次地方分権一括法（令和4年5月公布）に盛り込み

#### 3 授賞式の概要

- (1) 主 催：内閣府地方分権推進室
- (2) 日 時：令和5年3月30日（木）10：30～11：00
- (3) 場 所：茨城県庁行政棟11階 共用会議室1101
- (4) 内 容

- ・主催者祝辞（リモート） 内閣府地方分権改革推進室長 かとう 加藤 ちから 主税
- ・表彰授受・謝辞 茨城県保健医療部長 もりかわ 森川 ひろし 博司

※提案者：茨城県産業戦略部技術革新課 係長 よこやま 横山 たけし 健

（R2提案時：保健福祉部疾病対策課）

#### 4 発言要旨

(1) 主催者祝辞（加藤主税内閣府地方分権改革推進室長）

- ・地方公共団体の事務執行の効率化と指定難病患者の利便性向上の両面で、効果の大きな意義のある提案だった。
- ・住民目線でサービスをどのように向上させていくかという意識が成果に繋がったと思われる。さらに住民サービスの向上と地方公共団体の事務の質のブラッシュアップに繋がっていただきたい。

(2) 謝辞（森川博司茨城県保健医療部長）

- ・数多くの提案の中から今回は都道府県で唯一選考され、このような授賞式を開催していただき誠にありがとうございます。
- ・変更申請手続は、申請する指定難病患者とその家族だけでなく、事務処理を行う自治体の職員にも負担であったため、前例にとらわれず改革できるものは改革していくという県のスタンスにも合致した提案をしたことで、内閣府のご尽力により難病法が改正され、利用者や現場の負担軽減に繋がったことに感謝申し上げたい。

#### 6 受賞写真



右から、森川博司保健医療部長、横山係長

#### 7 参考

内閣府の記者提供資料（別紙）



## 内閣府プレス公表資料

令和5年3月14日  
内閣府地方分権改革推進室

### 令和4年度地方分権改革推進アワードの受賞団体が決定しました

令和4年度地方分権改革推進アワードの受賞団体が決定しましたので、お知らせします。

- 1 本表彰は、地方分権改革・提案募集方式の活用をより一層推進するため、優れた提案を行った団体を表彰し、地方の発意に基づいた地方分権改革の推進に資するため実施しております。

※ 本表彰は令和2年度に創設され、今年度で3回目。

#### 2 受賞団体、提案の成果

茨城県	指定難病患者が医療受給者証に記載された医療機関以外を利用する場合は、その都度、都道府県への記載変更申請が必要だったが、包括的な記載により記載変更申請を不要にすることが可能であることを明確にした。
八王子市 (東京都)	最長2年3か月とされていた応急仮設建築物の存続期間について、一定の場合には、特定行政庁が1年ごとに延長することを可能とした。
津久見市 (大分県)	離島等の診療所において、荒天等で医師が不在となっている場合などに、オンライン診療でも薬剤の交付を可能とした。
砥部町 (愛媛県)	国民健康保険の被保険者が生活保護受給者となる場合、世帯主から市区町村に、国民健康保険の資格喪失に係る届出が義務付けられていたが、生活保護部局からの通知等により生活保護の受給開始を確認できる場合には、市区町村の判断で、世帯主による届出を省略可能とした。

本件に関わる取材・質問等につきましては、本件連絡先までお問い合わせください。

#### 【本件連絡先】

内閣府地方分権改革推進室 園田、大野、高根  
千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館8階  
TEL : 03-3581-2484  
メール : gchihobunken@cao.go.jp